

EHS NEWS FLASH

※法令等の内容全てを解説しているのではなく、独自の見解を含んでおり、その内容を保証するものではありません。

参考情報としてご利用頂き、法令等の内容解釈は、必ず原文にて確認し、各社の判断で対応して下さい。

(情報区分;a 化学物質)

(取得区分;1 委員会報告情報)

1) 件名

- ・台湾 「水銀含有製品の輸入制限」 を制定

2) 内容

・2020年8月25日 台湾の行政院環境保護署は、「廃棄物清除法」の下位規定となる「水銀含有製品の輸入制限」を官報公示した。

規制対象：水銀を含有するスイッチやリレー、照明ランプ、気圧計や温度計などの非電子計測機器。

適用開始：2021年1月1日

3) SEAJ コメント

- ・「水銀に関する水俣条約」を受けて台湾の国内法に展開されたものです。
- ・本公告の対応に関しましては、各社の判断で行なってください。

4) 添付情報・資料

- ・なし

5) 関連情報

- ・台湾行政院 環境保護署公告

<https://gazette.nat.gov.tw/egFront/detail.do?metaid=117957&log=detailLog>

6) その他

- ・なし